

青森県報

第二千七百八十五号

平成十九年
五月二十八日
(月曜日)

目次

告 示

- 二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間、採用試験の
期日等……………(市) 振興町 課 村 …… 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(政) 健康福 策 課 社 …… 一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) …… 二
- 生活保護法による指定医療機関の所在地変更の届出……………(同) …… 二
- 生活保護法による指定施術者の施術所の廃止の届出……………(同) …… 二
- 森林整備作業の競争入札参加資格……………(林) 政 課 …… 二
- 青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の
公開……………(水産振興課) …… 六
- 廃川敷地等の公示……………(河川砂防課) …… 六
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し……………(中) 南 地 域 …… 六
- 右 同……………(三) 八 地 域 …… 七
- 右 同……………(民) 民 局 …… 七
- 右 同……………(同) …… 七
- 人事委員会
- 労働基準法別表第一の号別区分の一部改正……………(管) 理 課 …… 七

告

示

青森県告示第四百三十七号

二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の平成十九年度第二次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定め、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成十九年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成十九年五月十四日から同年六月十五日まで		
試験期日	開始時刻	試 験 場	
		位 置	名 称
平成十九年六月二十四日(日)	受付後に通知	青森市大字浪館字近野四五 八戸市大字河原木字高館官地	陸上自衛隊青森駐屯地 海上自衛隊八戸航空基地

青森県告示第四百三十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
とみもと小児科クリニック	八戸市湊高台六丁目六の二〇	平成二〇一三・三

田子町国民健康保険町立田子病院	三戸郡田子町大字田子字前田二の一七	一九・三・三
ナルミ医院	弘前市南川端町一五	"
おかじま調剤薬局むつ店	むつ市小川町二丁目一三の六〇	一九・四・三
田面木歯科医院	八戸市大字田面木字上田面木五三の三三	一九・四・三〇
天馬薬局	上北郡七戸町字道ノ上六二の一〇	"

青森県告示第四百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

とみもと小児科クリニック	八戸市湊高台六丁目六の二〇	平成一九・一・一
ナルミ医院	弘前市南川端町一三	一九・四・一
田子町国民健康保険町立田子診療所	三戸郡田子町大字田子字前田二の一七	"
さわだ整形外科	弘前市大字大開三丁目二の一	一九・五・一
中山こどもクリニック	八戸市江陽一丁目一八の五	"
たものき歯科医院	八戸市大字田面木字上田面木二〇の四三	"
こうよう薬局	八戸市江陽一丁目一八の三	"
おかじま調剤薬局むつ店	むつ市緑ヶ丘三五の二	"
調剤薬局ソルハドラック平内店	東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢四〇	"
天馬薬局	上北郡七戸町字道ノ上六三の三	"

青森県告示第四百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	おいらせ町訪問看護ステーション	上北郡おいらせ町下前田一五八の一	平成一九・四・一
変更後		上北郡おいらせ町上明堂一の一	

青森県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があつたので同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
能登谷正信	むつ市小川町二丁目七の三五	能登谷整骨院	むつ市小川町二丁目七の三五	平成一九・三・二六

青森県告示第四百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が治山事業等における森林整備作業の請負契約を指名競争入札により締

結する場合における指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、「競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、同令第六十七條の十一第三項において準用する同令第六十七條の五第二項の規定により公示する。

平成十九年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、次のとおりである。

- 1 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会又は林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項の規定により知事の認定を受けた者であること。

2 次のいずれかの者を二人以上雇用していること。

- (一) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（森林部門に係るものに限る。）
- (二) 社団法人日本森林技術協会の登録を受けた林業技士
- (三) 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第八十七條第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者又は森林法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）附則第三条第一項若しくは第二項に規定する者
- (四) 青森県林業労働力確保支援センターが認定した青森県基幹林業作業士

- 3 専ら森林の整備に従事する林業作業職員として、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六條第八号及び第八号の二の業務に関する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九條第三項の特別の教育又は別払機取扱作業に係る同条第一項の教育を受けた者を六月以上にわたり五名以上雇用していること。
- 4 国税及び県税を滞納していないこと。
- 5 三に規定する森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類の記載内容が事実と反していないこと。

二 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、毎年二月一日から同月二十八日までとする。ただし、平成十九年においては、七月一日から同月三十一日までとする。

三 資格審査の申請の方法

資格審査の申請は、青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添付し、農林水産部林政課に提出して行わなければならない。

- 1 林業労働力の確保の促進に関する法律第五条第一項の認定を受けたことを証する書類

- 2 一の2の(一)から(四)までの資格を証する書類

- 3 林業退職金共済加入証又は中小企業退職金共済加入証の写し

- 4 納税証明書（直前の事業年度一年分）

- (一) 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税（申請書の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税）

- (二) 個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税並びに個人事業税

- 5 直前の事業年度の決算関係証明書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては所得税の確定申告書の写し）

- 6 その他知事が必要と認める書類

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

五 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、四の規定による決定の通知において指定する日から二年間とする。

六 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があつたとき、業務を廃止したとき又は休業するときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

- 1 商号又は名称

- 2 代表者の氏名

- 3 住所又は所在地

- 4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

七 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、別に定めるところにより更新手続を行わなければならない。

様式第1号(その1)

青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

青森県知事殿

(申請者)住所又は所在地 _____

(ふりがな)

商号又は名称 _____

(ふりがな)

代表者職・氏名 _____ 印

青森県が発注する治山事業等における森林整備作業の指名競争入札に参加する資格を得たいので、関係書類を添えて指名競争入札参加資格の審査を申請します。

記

1 申請区分 新規・継続(登録番号: _____)

2 営業組織(該当するものを○で囲んでください。)

個人事業主・株式会社・その他会社・森林組合・協同組合・その他(_____)

(1) 郵便番号 _____

(2) 電話番号 _____

(3) フラクシミリ番号 _____

(4) 電子メールアドレス _____

(5) 設立年月日 明・大・昭・平 ____年__月__日 設立

(6) 営業年数 _____ 年

(7) 資本金(出資金) _____ 千円

3 誓約書 (様式第1号(その2)のとおり)

4 添付書類

(1) 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けたことを証する書類(写) (別紙のとおり)

(2) 専門技術者及び林業作業職員

専門技術者 _____ 名・林業作業職員 _____ 名 (様式第1号(その3)のとおり)

(3) 林業退職金共済加入証又は中小企業退職金共済加入証の写し (別紙のとおり)

(4) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度1年分) (別紙のとおり)

(5) 決算書関係証明書類 (別紙のとおり)

年 月 日

青 森 県 知 事 殿

(誓約者) 住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

誓 約 書

私は、青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請をするにあたり、一切の虚偽の申請がないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後に申請内容に変更が生じた場合は、所定の手続きを行うことも誓約します。

なお、これに違反したときは、入札参加資格を取り消されても異議はありません。

専門技術者及び林業作業職員に係る資格関係調書

1 専門技術者 (2名以上) ・ 雇用している者全てを記載すること

氏 名	資格及び登録 (認定) 番号	取得年度	監理実務経験年数

- (注) 1 専門技術者とは、青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要領第2条第1項第2号に掲げる資格を有した者をいう。
 2 複数の資格を有している者は、いずれかひとつについて記載すること。
 3 各種資格の登録証等 (写) を添付すること。
 4 監理実務経験年数とは、公的機関と契約した森林整備作業における指導監督の経験年数を記載すること。

2 林業作業職員 (5名以上) ・ 雇用している者全てを記載すること

氏 名	資格及び登録 (認定) 番号	取得年度	現場実務経験年数
	チェーンソー 刈 払 機		
	チェーンソー 刈 払 機		
	チェーンソー 刈 払 機		
	チェーンソー 刈 払 機		
	チェーンソー 刈 払 機		
	チェーンソー 刈 払 機		

- (注) 1 林業作業職員とは、青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要領第2条第1項第3号に掲げる資格を有した者をいう。
 2 資格については、チェーンソー及び刈払機の登録 (認定) 番号を記載すること。
 3 各種資格の登録証等 (写) を添付すること。
 4 現場実務経験年数とは、森林整備作業における現場作業の経験年数を記載すること。

青森県告示第四百四十三号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名	住 所	聴聞の期日及び場所
中 村 幸 一	上北郡六ヶ所村大字 泊字泊山一の一九	平成十九年 六月十四日 午前十時三十分	青森市長島一丁目 の一 青森県庁南棟八階 A会議室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課
(担当 漁業管理グループ 電話〇一七・七三四・九五九三)
- 2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第四百四十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県国土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一級河川 高瀬川水系高瀬川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十九年五月二十八日

三 廃川敷地等の位置

上北郡東北町大字新館字中田四の二のうち

四 廃川敷地等の種類及び数量

田 九二九・六五平方メートル

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社小山田建設

二 代表者の氏名 小山田 博通

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字野田二丁目四の一

四 許可番号 青森県知事許可（特・一四）第七一三三号

五 取消年月日 平成十九年五月二日

六 取消しに係る建設業の許可

水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十九年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社オー工商事
- 二 代表者の氏名 大江 久雄
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字沢里字藤子一〇の一八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一四）第三〇〇二二二号
- 五 取消年月日 平成十九年五月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ウチサワ工業
- 二 代表者の氏名 内澤 武美
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市南郷区大字大森字下道内三〇の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一四）第一四五二八号

五 取消年月日 平成十九年四月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、大工、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 畑中建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 畑中 茂樹
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館四丁目一の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第一一九八号
- 五 取消年月日 平成十九年四月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年四月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

人事委員会

人事委員会告示十九第一号

平成十一年六月九日人事委員会告示十一第二号（労働基準法別表第一の号別区分）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月二十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

別表第三号の項中「同八戸港管理所」を「同ダム建設所、同港管理所及び同道路河川事業所」に、「同日屋ダム管理所」を「同ダム管理所」に改め、「各地方農林水産事務所地方漁港漁場整備事務所、各県土整備事務所（同駒込ダム建設所、同各港管理所及び同鱒ヶ沢道路河川事業所を含む。）」を削り、同表第十二号の項中「消防学校」を「各地域県民局地域連携部環境管理事務所、消防学校」に改め、「（同各環境管理事務所を含む。）」及び「海洋学院」を削り、「同各分校」を「同分校、同校舎」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表第十三号の項中「総務企画室及び保健総室」を「企画調整室及び保健総室」に改め、「各地方健康福祉こどもセンター（総務企画室及び保健部に限る。）」を削り、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭